

|                                                                                                            |                  |     |               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----|---------------|
| 判決年月日                                                                                                      | 平成23年5月30日       | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第3部 |
| 事件番号                                                                                                       | 平成22年（行ケ）第10363号 |     |               |
| ○ 特許を受ける権利の共有者全員から委任を受けた代理人が行った拒絶査定不服審判請求は、代理人が共有者全員のためにする意思があることは明らかであるとして、補正命令をすることなく審判請求を却下した審決を取り消した事例 |                  |     |               |

（関連条文）特許法132条3項，133条1項

アメリカ合衆国内の法人及び英国内に住所又は居所を有する者ら，合計3名の共有に係る特許を受ける権利について，共有者全員が同じ特許管理人に委任して出願手続を行ったところ，拒絶査定がなされたため，特許管理人が不服審判請求を行ったが，審判請求書には審判請求人として共有者らのうち1社の名称しか記載されていなかったことから，この審判請求は不適法な請求であり，その補正をすることができないものであるとして，補正命令がなされることなく，審判請求を却下する旨の審決が出された。本件は，特許を受ける権利の共有者である原告らが，審判請求は特許管理人が共有者全員のために行ったものであると主張して，審決の取消しを求めた事案である。

本判決は，以下のとおり判示して，審決を取り消した。

「共有に係る権利の共有者全員の代理人から審判請求書が提出された場合において，共有者全員が「共同して請求した」といえるかどうかについては，単に審判請求書の請求人欄の記載のみによって判断すべきものではなく，その請求書の全趣旨や当該出願について特許庁が知り得た事情等を勘案して，総合的に判断すべきである。

ところで，共有に係る特許を受ける権利についての審判請求のように，共有者全員が共同して請求しなければならないと規定されている場合に，代理人が，共有者全員から拒絶査定不服審判請求について委任を受けているにもかかわらず，共有者の一部の者のみを代理して拒絶査定不服審判を請求することは，あえて不適法な審判請求をすることとなり，そのような行為は，不自然かつ不合理であるといえるから，代理人がそのような共有者全員の利益を害するような行為を行うことは，通常考えられない。そうだとすると，その代理人から審判請求書を受理する特許庁としては，代理人がこのような不合理な行為を行うやむを得ない特段の事情が推認される場合はさておき，そのような事情がない限り，審判請求書の記載上，共有者の一部の者のためにのみする旨の表示となっている場合があつたとしても，そのような審判請求書は，誤記に基づくものであると判断するのが合理的である。」とした上，本件においては，審判請求書の記載上，原告らのうち1社の名称のみ表記され，他の原告らの氏名は表記されていないが，代理人に原告ら全員のために審判請求する意思があることは明らかであり，しかも，特許庁においても，その意思は，十分に知り得たものというべきであるとして，補正命令をすることなく審判請求を却下した審決は違法であると判断した。